

(案)

上天草市一般廃棄物処理基本計画

(平成 24 年度～32 年度)

概要版



「四郎くん」

人と海がふれあう 環境にやさしいまち 上天草市

一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方

策定の趣旨

これまでの廃棄物の処理は、廃棄物を適正に処理することで生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかしながら、近年の物質的な豊かさの追求による大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、自然の自浄能力や再生能力を超えた環境負荷を生み、身近な生活環境の悪化や地球規模での環境問題を引き起こしています。

上天草市においては、平成 23 年 3 月に策定した上天草市環境基本計画に基づき、私たち自らが生存する環境の保全について考え、ライフスタイルを環境の負荷の少ないものに転換して持続可能な社会とするため、市民、事業者及び市が協働して、資源の節約や有効活用などによる循環型社会の構築を目指していく必要があります。

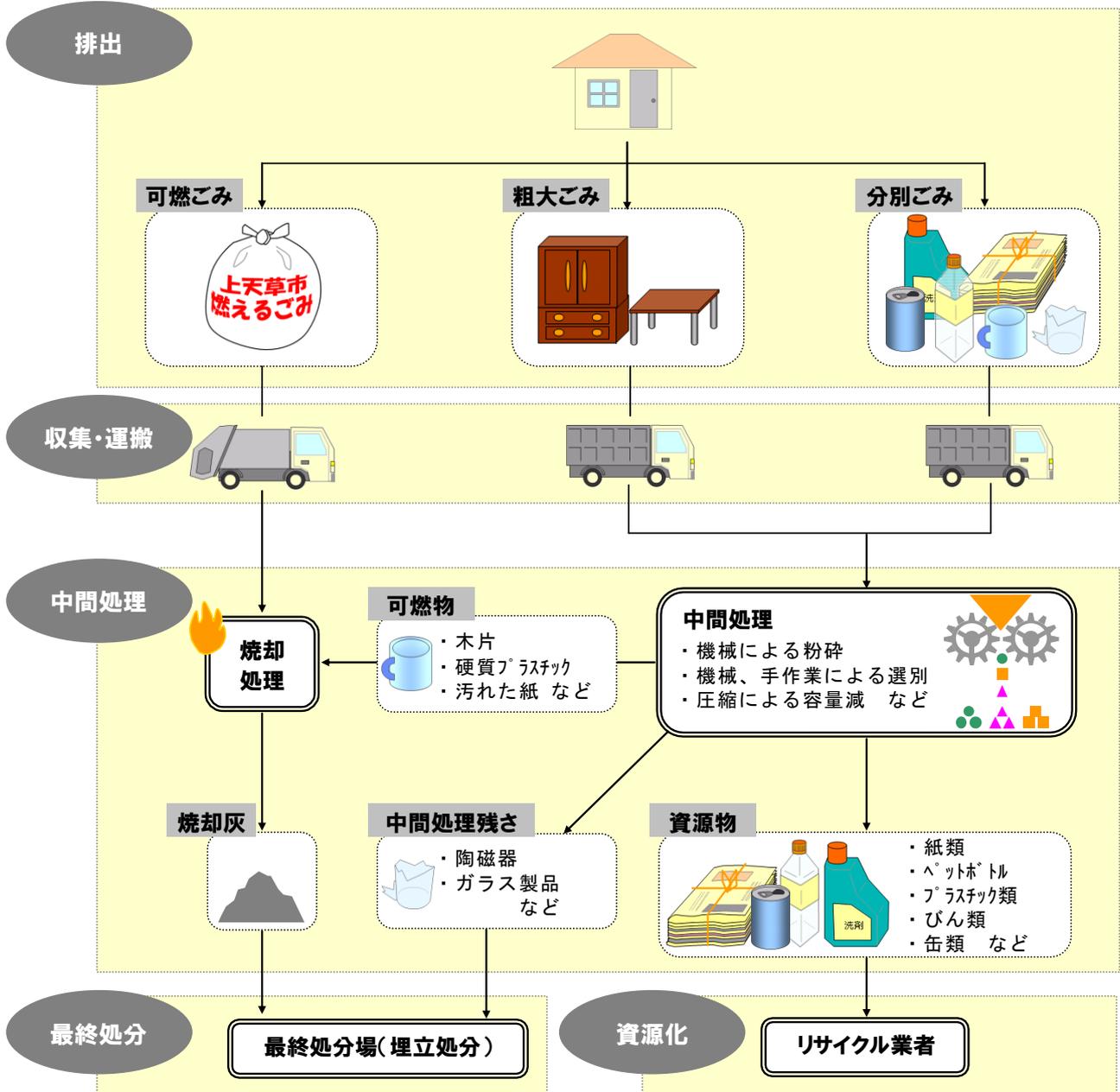
本計画は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理等の更なる推進を図るため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定するものです。

計画の期間

平成 24 年度から平成 32 年度までを本計画の期間とします。

ごみ処理の流れ

上天草市における家庭ごみの処理の流れは以下のようになっています。



上図以外の家庭ごみの処理方法

- ・ 処理施設へのごみの直接持込み
- ・ 地域や子供会などによる資源物の集団回収
- ・ 収集運搬業者による資源物の処理（自家処理）

など

事業ごみの処理方法

- ・ 許可業者による収集運搬
- ・ 事業者による処理施設への直接持込み
- ・ 産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の収集運搬処理

など



■ 中間処理施設

天草広域連合松島地区清掃センター

ごみ処理の現状と課題

上天草市における平成16年度から平成22年度までのごみ排出量・資源化量・ごみ処理経費の推移は、以下の表のとおりです。

<ごみ排出量・資源化量・ごみ処理経費の推移>

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
年間総排出量(t)	9,256.7	9,112.8	9,134.8	8,892.8	8,794.3	8,832.1	8,604.4
家庭系	6,513.6	6,362.4	6,389.9	6,137.4	6,109.6	6,183.2	6,013.8
事業系	2,743.1	2,750.4	2,744.9	2,755.4	2,684.7	2,648.9	2,590.6
1人1日当たりの排出量(g)	712.9	710.2	726.5	720.4	726.4	753.8	736.6
資源化量(t)	1,251.0	1,117.3	1,122.5	1,050.8	907.6	1,046.9	979.1
リサイクル率(%)	13.9	13.0	12.9	12.5	10.4	12.7	11.8
ごみ処理経費(千円)	553,843	543,157	532,269	532,802	525,724	521,266	486,188
1人当たりの処理経費(円)	15,568	15,451	15,450	15,754	15,850	16,238	15,191

年間総排出量 9,256.7t ➡ 8,604.4t 【7.0%減】

ごみの総排出量は、平成16年度から平成22年度にかけて約7%減少しています。

課題

ごみの総排出量は年々減少していますが、人口の減少が主な要因であると考えられ、今後さらなる削減への取組みを行う必要があります

1人1日当たりの排出量 712.9g ➡ 736.6g 【3.3%増】

1人1日当たりの排出量は、平成16年度から平成22年度にかけて約3.3%増加しています。

課題

市民一人ひとりのごみ削減に対する意識が低下していることが懸念され、今後いかにこの意識を高めて、ごみの排出量を減らしていくかが課題となります。

リサイクル率 13.9% ➡ 11.8% 【2.1ポイント減】

リサイクル率は平成20年度に10.4%まで低下し、その後若干回復していますが、平成22年度を平成16年度と比較すると、2.1ポイント低下しています。

課題

上天草市のリサイクル率は、熊本県内47市町村中39位(平成21年度調べ)とかなり低い値になっており、これを改善していくことが今後の課題となります。

1人当たりの処理経費 15,568円 ➡ 15,191円 【377円減】

1人当たりの処理経費は多少の変動はありますが、あまり変化していません。

課題

平成32年度に新しいごみ処理施設が稼動するため、その経費やごみ運搬に掛かる費用などの増大をいかに押さえるかが将来に向けた課題となります。



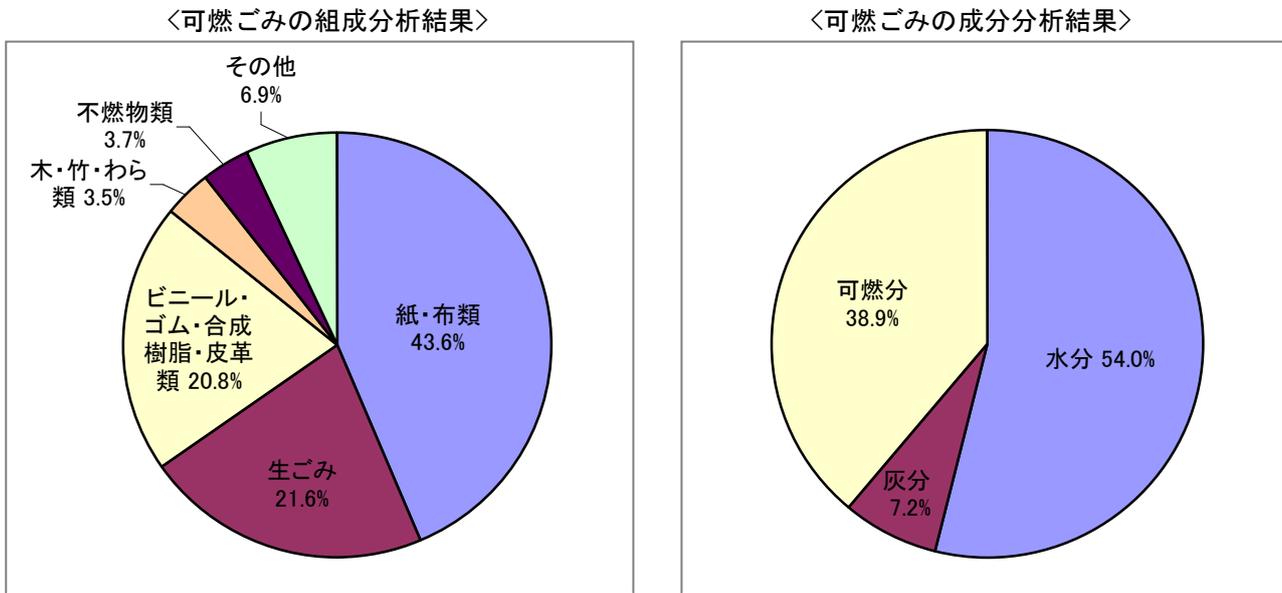
■可燃ごみピットへのごみの投入



■清掃センターに集められた蛍光灯

ごみ処理の現状と課題

上天草市における可燃ごみの組成及び成分分析の結果（平成17年から平成20年までの平均数値）は以下のとおりです。



可燃ごみの組成

可燃ごみの組成として最も多く含まれているのが「紙・布類」の43.6%で、以下「生ごみ」21.6%、「ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類」20.8%と続いています。

課題

可燃ごみの60%以上を占める「紙・布類」と「ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類」を適切に分別し、資源として再利用する必要があります。

可燃ごみの成分

可燃ごみの成分分析の結果、可燃ごみの54.0%が水分であるという結果が出ています。

課題

可燃ごみの減量及び焼却効率の向上のために、可燃ごみに含まれる水分をいかに削減するかが今後の課題となります。

ごみ処理の目標

ごみ処理に関する計画の達成度を評価するために、以下の目標を設定します。

1人1日当たりの排出量

726g



654g

【10%減】

1人1日当たりのごみの排出量を、平成32年度までに10%削減(対平成20年度比)します。

リサイクル率

10.4%



20.0%

【9.2ポイント増】

リサイクル率を平成32年度までに20%以上にします。

目標達成に向けた基本方針と各主体における取組み

持続可能な社会を形成するためには、物質的な豊かさをもたらしてきたこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を見直し、限りある資源を有効に活用する循環型社会を構築する必要があります。

そこで、上天草市のごみ処理における取組みの柱となる基本方針を次のとおり定め、上天草市環境基本計画の重点施策に掲げる『ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり』を目指します。

基本方針

1 ごみの減量とリサイクルの推進

発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組みを促進し、限りある資源をできる限り有効に活用します。

基本施策	施策の概要
発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進	現在の事業活動や消費行動を見直し、必要以上の生産、消費を行わないという環境に配慮した事業活動やライフスタイルを定着させ、ごみの発生そのものを抑制します。
再生利用（リサイクル）の推進	再生できるもの（紙類、衣類、びん、缶、プラスチック類など）は、資源としてリサイクルします。
教育、啓発活動の充実	ごみの減量とリサイクルを推進するためには、市民、事業者及び市が協働して取り組んでいくことが重要であり、学校・地域における環境学習の実施や市民等による自主的な活動を支援し、積極的な情報提供などを行います。

2 適正かつ効率的なごみ処理体制の整備

ごみの収集運搬及び施設処理の過程における適正かつ効率的なごみ処理体制を確立し、不法投棄などの不適正処理等に関しては、関係機関と連携した対策を実施します。

基本施策	施策の概要
ごみ処理体制の適正化と効率化	収集運搬・中間処理・最終処分のあり方を検証し、新規ごみ処理センター建設に向けて民間事業者や天草広域連合などとの連携を図りながら、ごみ処理体制の適正化と効率化に努めます。
不適正処理に関する対策	不法投棄や野焼きなどの未然防止策の実施や地域などと連携した監視・通報体制の強化を図り、発生後は、現状回復等速やかに対応を行います。
その他 ごみの処理に関し必要な事項	災害発生時の災害ごみや海岸漂着ごみに関しては、関係機関等との連携による回収及び処理体制を整備します。



■ 分別収集で集められた紙類等



■ 不法投棄の現場(平成23年4月)

基本施策における各主体（市民・事業者・市）の役割

< 基本方針：ごみの減量とリサイクルの推進 >

基本施策		発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進	
市民の取り組み		事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物の際はマイバッグを持参し、過剰包装は断る。 ● 買い物は無駄を省くなど、計画的に行う。 ● 物を大切に長く使い、詰替え製品の使用に努める。 ● 食材は使い切り、食べ残しをなくすように努める。 ● ごみは正しく分別し、可燃ごみの減量に努める。 ● 生ごみは処理機で堆肥化し、排出する場合には十分に水切りを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ● レジ袋削減（マイバッグ）推進運動に積極的に参加し、レジ袋の削減を推進する。 ● 排出者責任や拡大生産責任があることを認識し、ごみの発生抑制と適正な分別に努める。 ● 包装の簡略化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討する。 	
市の取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● 容器包装ごみの発生抑制 レジ袋削減（マイバッグ）推進運動などにより、買い物の際のレジ袋や過剰包装の辞退、使い捨て商品の使用の抑制等に関する啓発に取り組む。 ● 再使用の促進 リサイクルショップやフリーマーケットなどに関する情報を紹介し、市民等の積極的な活用を促進する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 可燃ごみの減量 資源物や不燃物の適正な分別による可燃ごみへの混入防止策の検討、生ごみの発生の抑制や啓発による生ごみの水切りの励行、購入費補助の継続による家庭用生ごみ処理機等の導入の促進、生ごみの集団処理への拡大に取り組む。 	
			
基本施策		再生利用（リサイクル）の推進	
市民の取り組み		事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 資源物は分別ルールやマナーを守って排出する。 ● 生ごみ処理機等を活用した生ごみの堆肥化に努める。 ● 店舗などが行う資源物の店頭回収などに協力する。 ● 家電リサイクル法対象の廃家電製品は、決められた方法で適正に処理し、パソコンや携帯電話などを処理する際は、再資源化する取組みに協力する。 ● 再生利用品を積極的に利用する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 容器や包装については、リサイクルしやすい商品（素材）のものを製造または使用する。 ● 引き取った廃家電製品は適正に管理し、製造業者に引き渡す。 ● 資源物の分別を徹底し、リサイクルルートを確保する。 ● 食品トレイや牛乳パックの店頭回収等を実施し、リサイクルに資する取組みを行う。 ● 事務所で発生する紙ごみを分別し、古紙回収に回して資源化を図る。 ● 再生利用品などの環境に配慮した製品を使用する。 	
市の取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● 分別の徹底 紙類やプラスチック類などの資源物が、可燃ごみの中に多く混入されていることから、分別の徹底について継続して啓発を行う。特に、事業者に対しては、事業ごみの適正な分別に関する指導を強化し、食品トレイや牛乳パックなどの店頭回収の取組みの実施について働きかける。 ● 再生品の積極的な利用 再生品の積極的な利用などによるグリーン購入の推進を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 集団回収の推進 現在、子供会や学校などで実施されている集団回収の状況を把握し、資源化及び自主的な実践活動の活性化を図るため、助成金などによる支援制度の検討を行う。 ● 生ごみなどの分別と資源化の検討 生ごみや廃食油の分別による資源化及び利活用、草木類の資源化に向けた堆肥化システムの構築の検討を行い、資源化の取組みを実施する。 	
基本施策		教育、啓発活動の充実	
市民の取り組み		事業者の取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ問題に関心を持ち、ごみ問題の現状や対策に関する知識や理解を深める。 ● ごみ問題に関する学習会やイベント等に積極的に参加する。 ● 地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ問題に関する教育により、従業員の意識向上を図り、ごみの減量と資源化に資する取組みの実践行動につなげる。 ● ごみ問題に関する研修会などに積極的に参加する。 ● 地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加する。 	
市の取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域における環境教育・環境学習の実施 学校や地域におけるごみの減量や資源化に関する環境教育の実施の推進、出前講座や説明会の開催、イベント等の活用による学習機会の提供と内容の充実を図る。 ● 情報提供の充実 市広報媒体等を活用して、ごみ減量と資源化に関する情報を積極的に提供する。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 市民等の自主的活動の推進 市民等による環境美化活動や地域清掃活動などに対して支援するとともに、その取組内容を広く紹介する。また、ごみの減量や資源化に資する顕著な活動を行う個人及び団体に対しては、表彰を行う。 	

基本施策における各主体（市民・事業者・市）の役割

< 基本方針：適正かつ効率的なごみ処理体制の整備 >

基本施策		ごみ処理体制の適正化と効率化	
市民の取組み		事業者の取組み	
<ul style="list-style-type: none"> ●市が実施する排出ルールに対する理解を深め、適正な収集運搬、中間処理及び最終処分の実施に協力する。 ●自らが利用する各地区のごみステーションの管理及び運営に率先して取り組む。 		<ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者は事業ごみの運搬について、自らが適正に行うか一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する。 ●一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市が直接収集しない事業ごみや一時多量ごみなどの収集運搬について、適正に実施する体制を整備する。 	
市の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ●収集運搬体制 各地区が管理するステーションでの雨水侵入防止策を実施し、水分の除去による可燃ごみの減量化を図る。 家庭ごみの収集運搬においては、今後も引き続きごみ分別の手引きや収集カレンダー等の作成及び周知により排出ルールの啓発等を行い、事業ごみの収集運搬においては、一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携を図りながら、適正かつ効率的な実施に取り組む。 新規ごみ処理センターの建設に向けては、収集運搬体制のあり方を検討し、ごみ処理経費の適正化が図られるよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> ●中間処理体制 松島地区清掃センターにおいては、ごみの減量や適正な分別による焼却処理量の削減により、運営の効率化と施設の延命化を図る。 新規ごみ処理センターの建設に向けては、天草広域連合等との連携を強化し、適切な建設計画と運営の効率化が図られるよう努める。 ●最終処分場 ごみを適正に処理し、埋立処分量を最小化することで、最終処分量の削減による施設の延命化を図る。 	

基本施策		不適正処理に関する対策	
市民・事業者の取組み		市の取組み	
<ul style="list-style-type: none"> ●法令やごみ出しルールを守り、ごみを適正に排出し、ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしない。 ●市への通報などにより、不法投棄や野焼きの防止に協力する。 		<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄や野焼きの防止策 看板の設置や市広報媒体を活用した啓発、環境パトロールの実施により、不法投棄（ポイ捨ても含む）や野焼きなどの不適正処理の未然防止や早期発見に努める。 ●関係機関等との連携による監視・通報体制等の強化 地域や県及び警察などの関係機関と連携した監視・通報体制の強化を図り、発生後は、現状回復等速やかな対応に努める。 	

基本施策		その他ごみの処理に関して必要な事項	
市民・事業者の取組み		市の取組み	
<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理関係の団体は、災害の発生に備え、災害ごみの処理について協力する体制を整える。 ●排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、専門の処理業者等に依頼して適正に処理を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ●災害ごみの適正処理 上天草市地域防災計画を踏まえ、地震や台風などの大規模な災害時に発生する災害ごみの適正な処理について検討するとともに、国、県、周辺自治体や産業廃棄物協会などの関係機関との連携による迅速かつ円滑な適正処理を行うための体制を整備する。 ●海岸漂着ごみの適正処理 海岸域に漂着したごみについては、海岸管理者や関係機関等と連携した回収及び適正な処理を実施する。 ●適正処理困難物への対応 排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、排出者自らが専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導を行う。 	



■レジ袋削減（マイバッグ）
推進運動（平成 23 年 10 月）



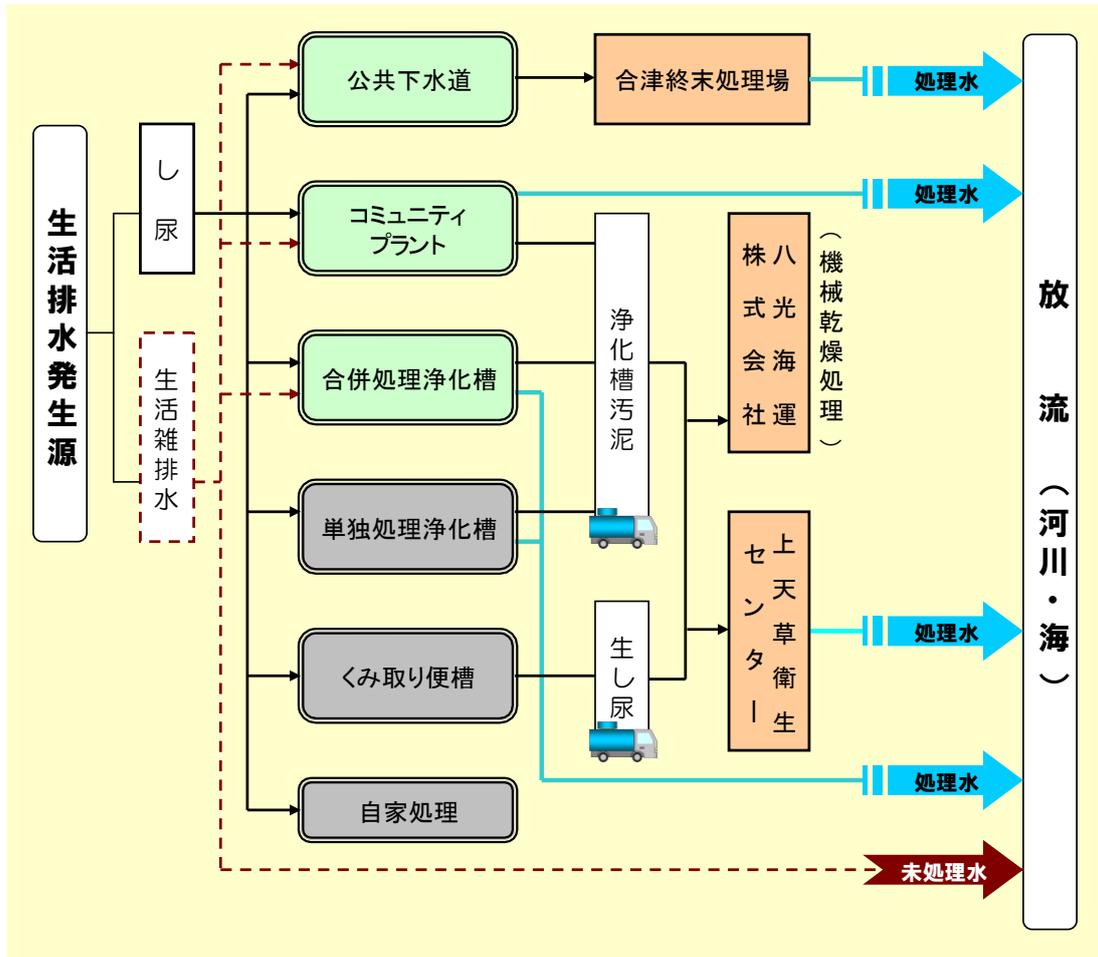
■環境関連の講習会
（平成 23 年 5 月 岩谷地区）



■海岸漂着ごみ
（平成 23 年 6 月 宮津海岸）

生活排水処理の流れ

上天草市における生活排水の処理の流れは以下のようになっています。



生活排水処理の現状と課題

上天草市における平成16年度から22年度までの生活排水処理の割合の推移は、次のとおりです。

<生活排水処理の割合の推移>

(単位：%)

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
水洗化・生活雑排水処理	23.5	25.4	27.8	30.1	32.0	34.1	38.0
下水道	8.0	8.4	9.3	10.3	11.2	12.0	12.9
コミュニティプラント	1.9	1.9	2.0	2.0	1.7	1.7	1.7
合併処理浄化槽	13.6	15.1	16.5	17.8	19.1	20.4	23.4
水洗化・生活雑排水未処理 (単独処理浄化槽)	24.4	24.1	23.9	24.3	24.7	25.0	22.3
非水洗化	52.1	50.5	48.3	45.6	43.3	40.9	39.7
し尿収集	51.2	49.8	47.8	45.1	42.9	40.4	39.3
自家処理	0.9	0.7	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4

生活排水処理率

23.5%



38.0%

【14.5ポイント増】

生活排水処理率は年々向上しており、平成22年度には38.0%に達しています。

課題

し尿と合わせて生活雑排水を処理している生活排水処理率は、県下でも下位の状況であり、より一層の生活排水処理率の向上が望まれます。

生活排水処理の目標

生活排水処理に関する計画の達成度を評価するために、以下の目標を設定します。

生活排水処理率

38.0%



56.8%

【18.8ポイント増】

生活排水処理率を平成32年度までに56.8%以上にします。

目標達成に向けた基本方針と各主体における取組み

現在の生活排水処理は、公共下水道、コミュニティプラントや合併処理浄化槽により行われており、これらは、公共用水域の水質保全を図るうえで不可欠であることから、生活排水対策の必要性と水環境の重要性については、今後より一層の啓発を推進しなければなりません。

そこで、上天草市における生活排水処理の基本方針を次のとおり定め、『豊かな水環境の実現』を目指します。

<基本方針>

公共下水道による
生活排水の適正処理の推進

合併処理浄化槽による
生活雑排水の適正処理の推進

安定した収集運搬、
し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

基本施策	公共下水道の普及 合併処理浄化槽の普及	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 浄化槽の適正管理の啓発
市民・事業者の取組み	市の取組み	
<ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道や合併処理浄化槽に転換する。 ●新築、改築時には合併処理浄化槽を設置する。 ●家庭での汚濁源対策を実施する。 ●工場、事業所等排水の適正処理により、河川水質汚濁を防止する。 ●市の活動に協力する。 	<p>「合併処理浄化槽の推進による生活排水処理率の向上」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道整備済み区域における未接続者への指導と啓発に取り組む。 ●合併処理浄化槽の設置及び転換を促進する。 ●下水道終末処理場、コミュニティプラントの適正な維持、管理による施設及び設備の延命化に努める。 ●合併処理浄化槽の清掃や適正管理の実施について啓発する。 ●合併処理浄化槽の必要性についての啓発と水質保全に関する情報の提供を行う。 ●し尿及び浄化槽汚泥の適切かつ効率的な収集運搬体制を確立する。 	



■ホタルの里公園（松島町教良木）

計画の推進と管理

計画の推進体制

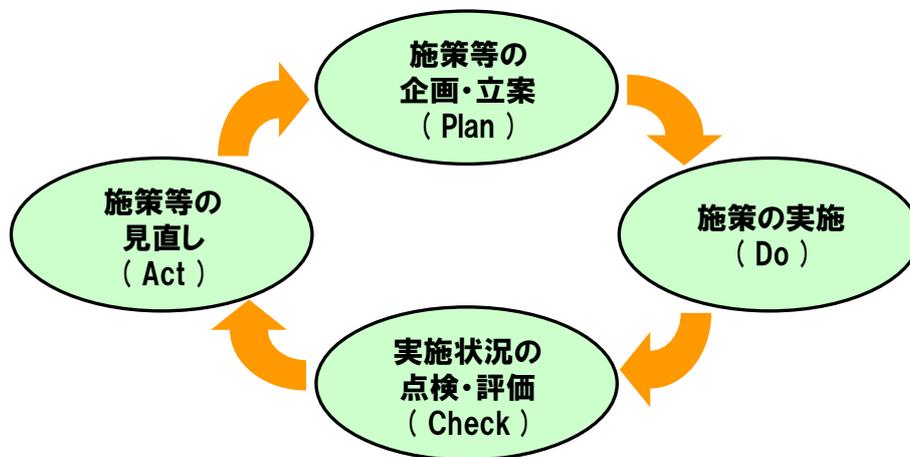
本計画の推進に当たっては、環境教育の実施や自主的な活動などに対する支援等を行いながら、市民等による環境に配慮した取組みを活性化し、計画を着実に推進するための体制づくりに積極的に取り組むとともに、年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、目標を達成するための具体的な施策を実施します。



計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、PDCAサイクルの考え方に則し、年度ごとに点検及び評価を行いながら、目標達成に向けた施策等の継続的な改善を実施します。

また、計画の進行状況については、毎年度、環境審議会に報告するとともに、ホームページなどで公表し、環境審議会などの意見を踏まえたうえで、施策の改善や計画内容の見直しを行います。



上天草市一般廃棄物処理基本計画(概要版)

平成 24 年 3 月 発行 上天草市市民生活部環境衛生課
〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地
TEL:0964-56-1111 FAX:0964-56-5107